

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成方法 （基礎編）

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部

2023年11月

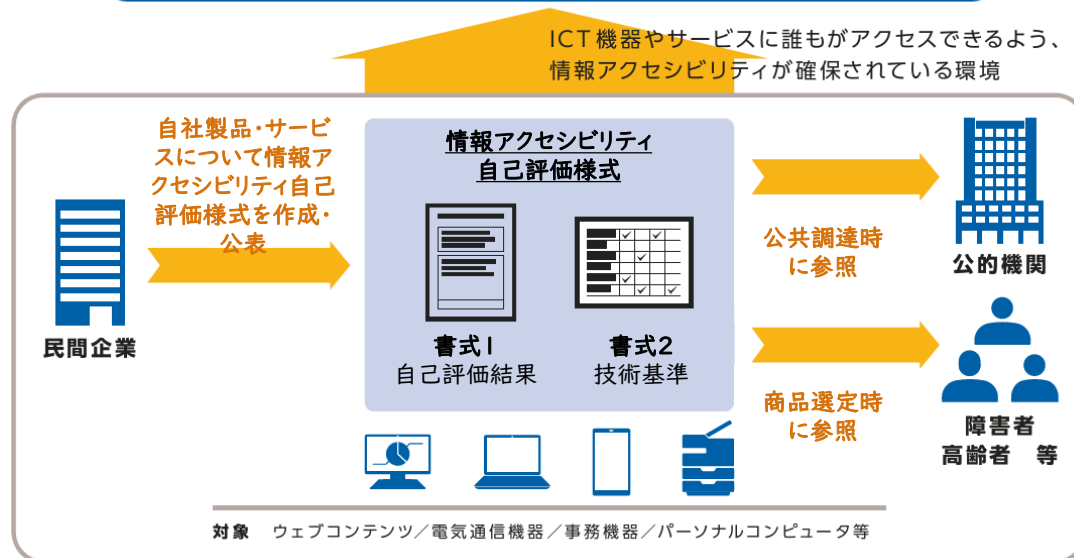


1. 背景

- 「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」(平成31年4月、総務省・厚生労働省)において提言された「情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み」の導入に向け、総務省では「情報アクセシビリティ自己評価様式(通称:日本版VPAT)」の検討を進めてきた。
- 情報アクセシビリティ自己評価様式は、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考としていただく仕組み。
- 本様式の導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保を促進することを目的としている。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の導入により目指す社会>

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現



1. 背景

- 政府情報システムの整備及び管理に関する政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」は令和3年度に改定が行われ、「政府情報システムの公共調達にあたって、総務省が公開している情報アクセシビリティ自己評価様式の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況（あるいは対応予定）を記載するように応札者に求める」ことが定められた。
- 今後、同ガイドラインに基づき、各府省庁が、政府情報システムの調達の際に、企業に対して、「情報アクセシビリティ自己評価様式」の記入、提出を求めることも想定される。

<デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン>

情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本産業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性および利用において配慮すべき事項等を記載するとともに、国民向けの情報システムの整備に当たり、デジタルデバイドが是正され、全ての国民がその恩恵を受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方等に配慮するものとする。

具体的には、障害者・高齢者を始めとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、整備する情報システムの内容に応じ、総務省が公開している情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況（あるいは対応予定）を記載するように応札者に求めることで、可能な限り、障害の種類・程度を踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。

2. 情報アクセシビリティを確保していないために生じる問題

- デジタル時代において、様々な手続きやコミュニケーションがオンライン上で実装されることが増える一方で、ICT機器・サービスを提供する側が情報アクセシビリティへの配慮を怠ると、住民が目的の情報にたどり着けない、必要な手続きが行えないといった問題が発生することが懸念される。

<情報アクセシビリティが確保されていないことで生じる問題例>

庁舎内



住民票や印鑑証明等を発行するキオスク端末がタッチパネルのみで音声ガイドが設定されていないために、視覚に障害がある場合、誰かの手を借りないと個人情報を取得できない

イントラネットや庁内システムのウェブアクセシビリティ確保が不十分なために、障害を有する職員が業務を遂行するにあたって不便さを感じる



学校

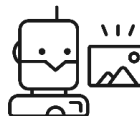


学校でタブレット端末が配布されたが、普段パソコンで使用しているスクリーンリーダーや拡大ソフト等のソフトウェアが使えず、他の学生と同様に授業を受けられない

その他



PDFのダウンロードによる情報提供がなされる場合、スクリーンリーダーで読み上げられないために、視覚に障害があると情報が取得できない（例：避難地図、施設の予約状況、手続き書面）



手続きに際して画像認証が求められる場合があり、視覚に障害がある場合、一人では手続きを完了できない

議会の中継等の動画に字幕がないため、聴覚に障害がある場合に、取得できる情報に格差が生じる



4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 1 ICT機器・サービスの選定

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うICT機器・サービスを選定します。

Step 2 技術基準の選択及び本基準に基づく評価（「書式2 技術基準」）

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うために用いる技術基準を選択します。技術基準は以下に示す3つの選択肢があります。
- 原則、日本のJIS X 8341を技術基準として使用してください（パターンA）。

パターンA
技術基準として
JIS X 8341を
使用

パターンB
技術基準として
米国リハビリテー
ション法508条技
術基準を使用

パターンC
技術基準として
EN規格 (EN 301
549) を使用

Step 3 「書式1 自己評価結果」の作成

- 「書式2 技術基準」における評価結果を参照しながら、「書式1 自己評価結果」を作成します。

Step 4 (任意) 公開

- 「書式1 自己評価結果」及び「書式2 技術基準」を、企業のwebサイトなどで公開してください。企業による公開事例の中から好事例について、総務省は政府のwebサイトにおいて紹介する予定です。

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 2 技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」)

- 評価対象となるICT機器・サービスに該当するJIS X 8341を選択してください。
※製品群に合致しない場合は、要素が含まれるJISを組み合わせる。

- 総務省がwebサイトにて公開しているExcel資料「書式2 技術基準」より、該当するJIS X 8341のシートを探してください。各シートでは、技術基準として具体的な多くの項目が示されています。
- 各項目に対して、貴社のICT機器・サービスの適合状況进行评估し、その結果を「企業評価欄」にて、「○」「×」「- (対象外)」で記載します。
- 対応している場合は「○」、対応していない場合は「×」、対応する必要がない場合は「- (対象外)」を記載ください。補足すべき事項があれば備考欄に記載してください。

JIS(x)8341	製品群
JIS(x)8341-1	共通指針
JIS(x)8341-2	パーソナルコンピュータ
JIS(x)8341-3	ウェブコンテンツ
JIS(x)8341-4	電気通信機器
JIS(x)8341-5	事務機器
JIS(x)8341-6	対話ソフトウェア
JIS(x)8341-7	アクセシビリティ設定

「書式2 技術基準 (JIS X 8341)」の構成

種・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄												
			評価	備考	視覚的な情報の使用(全)	視覚的な情報の使用(狭)	聴覚的な情報の使用(全)	聴覚的な情報の使用(狭)	触覚的な情報の使用(全)	触覚的な情報の使用(狭)	味覚的な情報の使用(全)	味覚的な情報の使用(狭)	嗅覚的な情報の使用(全)	嗅覚的な情報の使用(狭)	
1	知覚可能な原則	情報及びユーザインタフェース コンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならぬ。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1	代替テキストのガイドライン	全ての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの利用者が必要とする形式に置換できるように、代替テキストを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1.1	非テキストコンテンツの達成基準	利用前に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。ただし、次の場合は除く(レベルAA)。 a) コントロール及び入力 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前(name)を提供している(コントロール及び利用者の入力を受け付けるコンテンツに関するその他の要件は、4.1参照)。 b) 時間依存メディア 非テキストコンテンツが、時間依存したメディアであるとき、代替テキストは、少なくとも、その非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している(メディアに関するその他の要件は、1.2参照)。 c) リスト 非テキストコンテンツが、テキストで提示される且つ無関係な非テキスト又は図画のとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 d) 感情的 非テキストコンテンツが、特定の感情的体験を喚起し出すことを意図しているとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 e) CAPTCHA 非テキストコンテンツが、コンピュータではなく人間がコンテンツにアクセスしていることを認める目的で用いられているとき、代替テキストは、その非テキストコンテンツの目的を明示し、説明して、かつ、他の情報による知能に対応して出力するCAPTCHAの代替形式を提供する。	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1.2	時間依存メディアのガイドライン	時間依存メディアには代替コンテンツを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.2.1	音声だけ及び映像だけ(収録済み)の達成基準	収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアは、次の事項を満たしている。ただし、その音声又は映像がメディアによるテキストの代替であるとき、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く(レベルAA)。 a) 収録済みの音声、か含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツによって、収録済みの音声しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。 b) 収録済みの映像、か含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツは音声トラックによって、収録済みの映像しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.2.2	キャプション(収録済み)の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であるとき、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く(レベルAA)。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 3 「書式1 自己評価結果」の作成

情報アクセシビリティ自己評価様式 (様式1 自己評価結果)

作成日: 年 月 日

製品画像

企業・団体名

ICT機器・サービス名称

型番

ICT機器・サービス概要

問合せ先

ウェブサイトURL

機能性能

配慮対象項目	評価結果	概要
視力なしでの使用 (全盲)		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか		
限られた視力での使用 (弱視、ロービジョン)		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力で対応可能な操作モードが用意されているか		
色知覚なしでの使用		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要としない操作モードが用意されているか		
聴力なしでの使用 (全ろう)		
製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴力を必要としない操作モードが用意されているか		
限られた聴力での使用 (難聴)		
製品・サービスが聴覚的な操作モードで行われる場合、強化された音声機能によって限られた聴力を補う操作モードが提供されているか		
発話能力なしでの使用		
製品・サービスが発話による操作モードで行われる場合、音声入力を必要としない操作モードが用意されているか		
限られた器用さ又は力での使用		
製品・サービスが手の動作を必要とする場合、細かい運動制御等を必要としない操作モードが用意されているか		
限られた手の届く範囲での使用		
製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範囲で、かつ限られた力で対応可能な操作モードが用意されているか		
光の点滅による影響の最小化 (光感受性発作)		
製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こすリスクを最小化するための配慮がなされているか		

- 「(2) 技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」)」の結果を参照し、「書式1 自己評価結果」(以下、「書式1」)の「評価結果欄」を記載。
- このとき、配慮対象項目と技術基準の項目との関係性において「●」がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にしたがってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない (ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない)	対応する必要がない

- 各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載。
- なお、概要欄では、JIS X 8341が定める技術基準の項目以外に、情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば追記いただいても構いません。また、その他アピールしたい事項、新しい支援技術や代替手段に関する事項があれば、追記いただいても構いません。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	－(記載不要)
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	－(記載不要)
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

その他の欄の書き方や詳細は、「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック改訂版」を確認してください。

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック

改訂版

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報活用支援室
2023年3月

■ 総務省HPにおいて、様式等を公開しています。

The screenshot shows the MIC website navigation menu. A red arrow points to the breadcrumb trail: 総務省トップ > 政策 > 情報通信ICT政策 > ICT利用の促進 > 情報バリアフリー環境の整備 > ICTアクセシビリティの推進. Below this, a red box highlights the '情報アクセシビリティ自己評価様式' (Information Accessibility Self-Evaluation Form) link in the 'ICTアクセシビリティの推進' section. Other links in this section include 'ウェブアクセシビリティ', 'みんなの公共サイト運用ガイドライン', and '電気通信機器等のアクセシビリティ'.

■ 作成・活用方法に関する相談窓口を設置しています。

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成・活用方法についての問合せ窓口

株式会社野村総合研究所

メール: [vpas-support\(at\)metri.nri.co.jp](mailto:vpas-support(at)metri.nri.co.jp) ※ (atmark)を@に置き換えてください。

※ ご質問・相談内容によっては、ご返信までに数日いただくこともございます。またご質問等の内容によってはお答えしかねる場合もあるため、あらかじめご了承ください。

※ 情報アクセシビリティ自己評価様式において「書式2 技術基準」として用いている日本産業規格 (JIS X 8341シリーズ) に関する質問等については、以下へ直接ご連絡をお願いします。

- 経済産業省HP (最新のJIS情報)

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jis-joho.html>



**Envision the value,
Empower the change**